

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学部1・2年生は、学生支援課経済支援係まで申し出てください。

(学部3年生以上・大学院学生は、所属学部・研究科の奨学金担当係へ申し出てください。)

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害内容、災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害	【青森県】 むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村	令和3年 8月10日
令和3年8月11日からの大雨による災害	【広島県】 安芸高田市、山県郡北広島町、三次市、広島市(全区) 【佐賀県】 武雄市、嬉野市、杵島郡大町町 【福岡県】 久留米市、八女市、みやま市 【島根県】 江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町 【長野県】 岡谷市、諏訪市、上伊那郡	令和3年 8月11日 ～

辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町
【長崎県】
雲仙市、南島原市

令和3年長野県
茅野市において
発生した土石流
にかかる被害地
域

【長野県】
茅野市

令和3年
9月5日

令和4年福島県
沖を震源とする
地震にかかる被
害地域

【宮城県】
仙台市、石巻市、塩竈市、
気仙沼市、白石市、名取市、
角田市、多賀城市、岩沼市、
登米市、栗原市、東松島市、
大崎市、富谷市、刈田郡蔵
王町、刈田郡七ヶ宿町、柴
田郡大河原町、柴田郡村田
町、柴田郡柴田町、柴田郡
川崎町、伊具郡丸森町、亘
理郡亘理町、亘理郡山元
町、宮城郡松島町、宮城郡
七ヶ浜町、宮城郡利府町、
黒川郡大和町、黒川郡大郷
町、黒川郡大衡村、加美郡
色麻町、加美郡加美町、遠
田郡涌谷町、遠田郡美里
町、牡鹿郡女川町、本吉郡
南三陸町

【福島県】
福島市、会津若松市、郡山
市、いわき市、白河市、須
賀川市、喜多方市、相馬市、
二本松市、田村市、南相馬
市、伊達市、本宮市、伊達
郡桑折町、伊達郡国見町、
伊達郡川俣町、安達郡大玉
村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡
天栄村、南会津郡下郷町、
南会津郡檜枝岐村、南会津
郡只見町、南会津郡南会津
町、耶麻郡北塩原村、耶麻
郡西会津町、耶麻郡磐梯

令和4年
3月16日

	<p>町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村</p>	
<p>令和4年7月14日からの大雨による災害</p>	<p>【宮城県】 大崎市、宮城郡松島町</p>	<p>令和4年 7月15日</p>

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>申込方法>緊急採用・応急採用>災害救助法適用地域>1年以内の災害救助法適用地域

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu_chiiki/genzai.html

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

- ① 緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）
- ② 応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

③ 家計急変採用（給付奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

④ JASSO 支援金（一時金）

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

4. 提出書類

罹災証明書、及び各種奨学金案内にて指定されたもの

5. 書類請求・申請期限

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

区分	書類請求期限	申請期限
家計急変採用	事由発生から1か月以内	事由発生から3か月以内
緊急・応急採用	事由発生から8か月以内	事由発生から1年以内
JASSO 支援金	事由発生から4か月以内	事由発生から6か月以内

6. 書類請求・お問い合わせ

学生支援課経済支援係

電話：022-795-7816

メールアドレス：shogaku*grp.tohoku.ac.jp（*を@に置き換えてください。）

学部3年生以上は所属学部・研究科の奨学金担当係までお問い合わせください